



2024年9月10日

各位

会社名 株式会社永谷園ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 永谷 泰次郎
(コード番号 2899 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長 豊田 操
電話番号 (TEL 03-3432-2519)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2024年8月9日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2024年8月9日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2024年9月26日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年9月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2024年8月9日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、2,084,998株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
17,474,472株

④ 効力発生前における発行済株式総数
17,474,480株

(注) 当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、2024年9月30日付で自己株式1,664,223株（2024年3月31日時点で所有する自己株式の数に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
8株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
32 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
- 本株式併合により、株主の皆様（ただし、エムキャップ十二号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）を除きます。）の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。
- 本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。
- 当該売却については、当社株式が 2024 年 9 月 27 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いこと等を踏まえ、当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 2 項の準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。
- この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2024 年 9 月 30 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した 2024 年 6 月 4 日から 2024 年 7 月 16 日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株あたりの買付け等の価格と同額である 3,100 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。
- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
エムキャップ十二号株式会社（公開買付者）
- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
- 公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、三菱UFJ銀行からの借入れに関する 2024 年 6 月 3 日付融資証明書を確認するとともに、その後、公開買付者と三菱UFJ銀行との間で、当該借入れに係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。
- 以上により、当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。
- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2024年11月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年12月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年1月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条、第8条及び第9条を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うとともに第10条及び第11条を変更するものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び三菱商事の2名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び三菱商事の2名となり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第17条を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該変更の内容の詳細は、2024年8月9日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年10月1日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年9月10日
② 整理銘柄指定日	2024年9月10日
③ 当社株式の最終売買日	2024年9月26日（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2024年9月27日（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2024年10月1日（予定）

以上